

岩手県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年2月3日

岩手県監査委員 高橋 元  
 岩手県監査委員 佐々木 大和  
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県生物工学研究所	平成23年12月14日	伊藤 孝次郎
岩手県立葛巻高等学校	平成23年12月21日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県立北上翔南高等学校	平成23年12月14日	伊藤 孝次郎
岩手県立水沢高等学校	〃	高橋 元 工藤 洋子
岩手県立水沢商業高等学校	〃	〃 〃
岩手県立金ヶ崎高等学校	〃	伊藤 孝次郎
岩手県立岩谷堂高等学校	〃	〃
岩手県立千厩高等学校	平成23年12月15日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県立遠野高等学校	〃	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
岩手県立久慈高等学校	平成23年12月20日	〃 〃
岩手県立久慈東高等学校	〃	〃 〃
岩手県立久慈工業高等学校	平成23年12月21日	〃 〃
岩手県立種市高等学校	平成23年12月20日	〃 〃
岩手県立大野高等学校	平成23年12月21日	〃 〃
岩手県立伊保内高等学校	〃	〃 〃
岩手県立福岡高等学校	平成23年12月20日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県立一戸高等学校	〃	〃 〃
岩手県立久慈拓陽支援学校	〃	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
岩手県岩手警察署	平成23年12月21日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県水沢警察署	平成23年12月14日	〃 〃
岩手県江刺警察署	〃	工藤 洋子
岩手県一関警察署	平成23年12月15日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県千厩警察署	〃	〃 〃
岩手県遠野警察署	〃	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
岩手県二戸警察署	平成23年12月20日	高橋 元 工藤 洋子

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 岩手県立水沢高等学校 特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが14件、85,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 岩手県立久慈東高等学校
  - ア 工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが2件、550,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 岩手県立伊保内高等学校 県営建設工事の随意契約に係る見積合せに当たり、工事名を誤って予定価格調書を作成しているものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。